

あなたの文化事業を、支援します。

公益財団法人静岡市文化振興財団文化振興事業費助成制度

平成29年度 助成事業募集

公益財団法人静岡市文化振興財団では、市民の皆様が文化活動を実施しやすい環境作りのため、広く市民が参加する文化事業を対象に、財源の不足を補うための助成金を交付します。

対象となる
事業

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、静岡市内を会場として、広く一般を対象に実施される、文化活動のためのイベント開催事業
例)美術作品の展覧会、音楽や舞台芸術等の公演、文学の講演会等

助成額

最大100万円まで (自己負担額の1/2以内)

受付期間

平成29年4月3日(月)から4月28日(金)まで

説明会やります！


申請から交付までの流れ

4月28日締切	当財団へ申請書を提出していただきます。 (初めて提出する方は、事前に事業内容等についてご相談ください。)
6月末頃	提出された申請書を元に審査を行い、助成金交付の可否を決定します。申請された方全員に助成金交付の可否を通知します。
交付の可否の通知後	助成金交付が決定した場合、申請された事業の終了後、報告書をご提出いただきます。報告書を元に交付金額を確定し、申請された方あてに通知します。
交付金額の確定後	交付金額の確定後、ご指定の口座に助成金を振り込みます。

事前説明会

申請の事例や注意点等を説明します。
申請を検討していらっしゃる方はどうぞお越しください。

平成29年3月11日(土)

19:00~20:00

静岡市葵生涯学習センター
第31集会室

申込不要です。直接会場へお越しください。
(駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。)

※制度の詳細は裏面をご覧ください。



公益財団法人
静岡市文化振興財団
Shizuoka City Cultural Promotion Foundation

〒420-0857 静岡市葵区御幸町4番地の1アーバンネット静岡ビル4階
TEL 054-255-4746 FAX 054-653-3501
URL <http://www.scpf.shizuoka-city.or.jp/>

申請に当たりましては、必ず静岡市文化振興財団ホームページにあります助成金のページより「申請・報告の手引」をご確認いただき、申請をお願いします。

※助成金交付規定、申請・報告の手引き、及び各申請書類は、当財団事務局またはホームページにて配布します。

助成の対象となる事業

市民から提案されたもので、演劇、舞踏、美術、音楽、及び科学等の文化活動のための公演、発表会、展示会、講演会等を静岡市内において、広く一般を対象として開催するイベント開催事業。

次のような事業は、上記に関わらず助成対象となりません

- ・学校行事として行われるもの
- ・営利性及び政治的、宗教的宣伝意図を有すると認められるもの
- ・福祉事業のための資金募集等、主たる目的が文化振興とはみなされないもの
- ・教授所、教室、私塾等が開催する稽古事、習い事等の発表会と認められるもの
- ・事業の対象者（参加者）が実施団体の構成員やその関係者に限られる事業
- ・学会等の研究発表会、シンポジウム等、特定の分野における専門家を対象とした学術的な会合であると認められるもの
- ・全国巡回展の招聘等、実施者の主体的な企画、活動等により制作されるものではないもの
- ・出版物、作品の制作を主たる目的とする事業
- ・静岡市（教育委員会、市の施設等を含む）の助成を受けるもの又はこれらによる共催の名義を得るもの

助成対象者

a)個人・団体で共通の事項

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ①静岡市内に住所または活動の本拠を有すること | ②文化活動を主たる活動目的としていること |
| ③文化活動を生業としていないこと | ④活動に対する会計経理が明確であること |
| ⑤事業を完遂できる見込みが確実であること | ⑥当助成金の交付を過去に3回受けていないこと |

b)団体の場合に必要な条件

- ①法人格を有していないこと、教授所、教室、私塾等ではないこと。ただし、実施者が公益法人、または特定非営利活動法人の場合は、活動目的、申請事業の内容、実施形態を鑑みて対象となる場合があります。個別にご相談ください。
- ②一定の規約を有し、かつ、所在地及び代表者が明らかであること

助成対象期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日の間に事業を開始、完了し、かつ報告書の提出ができる事業。

※申請時に、すでに終了している事業も対象となります。

助成額及び助成対象経費

助成対象費用から、当該事業の実施に伴う収入（入場料、参加費、広告費、静岡市以外から受ける補助金その他の収入）を控除して得た額の2分の1以内とし、100万円を限度とします。

※入場料収入は少なくとも実施会場定員の80%相当分で積算していただきます。

助成対象経費（詳しくは「申請・報告の手引き」をご参照ください）

人件費（団体構成員を除く）、会場設営費、広告宣伝費、事業制作費

なお以下の経費は助成対象外費用となります。

- ・食糧費（弁当、ケータリング等の飲食物に係る費用）
- ・交際費（打ち合わせ、接待等に係る経費）
- ・懇親会費（レセプション、親睦会・打ち上げパーティ等に係る経費）
- ・備品購入に係る費用
- ・主催者または主催団体の構成員に対して支払われた謝金・宿泊費・交通費・役務の提供に係る代金等
- ・実施者の主たる構成員が所属する団体に支出される費用
- ・公演会場で行うグネプロ（原則1回）以外の練習に係る費用
- ・事業の記録のための費用
- ・外部から招聘した出演者、講師等に対する土産代（これらの者に謝金を支払っていない場合は除く）
- ・その他、直接事業費としての使途が不明な費用